

瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）の総括及び、 第2次瑞浪市人権施策推進指針の方向性について

資料 1

◇後期行動計画の取り組みと進捗管理

「瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）」（平成 28 年度～令和 2 年度）は、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目的に策定された「瑞浪市人権施策推進指針」（平成 23 年度～令和 2 年度）をもとに、個々の人権問題に対して市民が取り組むべき方向性や行政が行う具体的な施策がまとめられています。令和 2 年度をもって計画期間の満了を迎える現行計画の進捗確認と検証を行い、令和 3 年度を計画初年度とする「第2次瑞浪市人権施策推進指針」（令和 3 年度～令和 12 年度／令和 7 年度に中間見直し）（指針・行動計画の一体型）策定の基礎資料として活用します。

◇分野別の総括

※本文中、「市民意識調査」は令和元年 9 月に実施した「人権に関する市民意識調査」を、「後期計画」は「瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）」を、「指針」は「瑞浪市人権施策推進指針」を、「第2次指針」は「第2次瑞浪市人権施策推進指針」を指します。

①女性の人権

●後期計画における主な取り組み

男性、女性問わず、全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を発揮することができる社会の実現を目指し、『第2次みずなみ男女共同参画プラン』に基づき、取り組みを推進しました。地区選出参加者を中心に構成される男女共同参画社会推進会議との共催により、市民向けの講演会や学習会などを開催し、性別による役割分担意識の解消や女性の活躍促進に努めました。また、女性に対する暴力の防止についての取り組みでは、家庭児童相談員等による相談窓口の周知や、高校生、新成人等の若年層向けパンフレット配布による啓発などを行いました。

●第2次指針策定に向けた方向性

女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは、重大な人権侵害です。平成 29 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、10.4%の女性が「配偶者、恋人などに身体的な暴力を振るわれたことがある」と回答していることから、今後もその防止に向けた啓発と被害者への支援などを継続することが必要です。また、家庭や職場、地域などに残る性別による固定的な役割分担意識の解消や、自分らしい人生の実現のためのワーク・ライフ・バランス意識の醸成など、男女共同参画社会の形成に向けた啓発を推進していくことが重要です。

②子どもの人権

●後期計画における主な取り組み

学校における人権教育・道徳教育の充実のほか、子どもや保護者に対する相談体制の整備として、スクールカウンセラーの配置や、人権擁護委員による SOS ミニレター事業の実施などを行いました。また、児童虐待については、家庭児童相談員の増員、市教育委員会や市（社会福祉課・子育て支援課）、子ども相談センター等関係機関の連携により、早期発見、対応強化に努めました。

●第2次指針策定に向けた方向性

市民意識調査の結果から、様々な人権課題の中で最も関心が高いのは「子どもの人権」であり、中でもいじめや児童虐待を問題と捉える人の割合が高いことが分かりました。第2次指針においても引き続き、学校などにおけるいじめの未然防止、早期発見・早期解決、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援の充実などに努めるよう定めます。また、保護者や子どもが孤立することのないよう相談・支援体制の充実と周知、家庭・学校・地域・関係機関等との連携強化を図ります。

③高齢者の人権

●後期計画における主な取り組み

高齢者が住み慣れた場所で生き生きと健康的に生活できるよう、寿大学やいきいきサロンなどの活動を支援しました。また、令和元年度には、市内に2ヶ所の地域包括支援センターを設置し、総合相談体制を充実させました。高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルに関する取り組みとしては、東濃西部広域行政事務組合による消費生活専門相談や出前講座の開催、また、警察署等の関係機関と連携し、防犯に関する講話や家庭訪問などを行いました。

●第2次指針策定に向けた方向性

本市の高齢化率は、令和2年4月1日現在で31.1%です。今後もさらなる高齢化が見込まれている中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症を有する高齢者の増加が課題となっています。このような状況が、高齢者やその家族の社会的孤立や高齢者に対する虐待、また、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法などを増加させる要因となることから、高齢者や家族に対する相談・支援体制の強化や高齢者が犯罪の被害者とならないよう見守りや啓発活動を継続していきます。

④障がい者の人権

●後期計画における主な取り組み

各小中学校では、特別支援学級との日常的な交流や福祉協力校としての活動などを通して、障がい者や福祉に関する理解を深めました。また、障がい者の雇用促進・就労定着を図るため、平成30年度に就労定着支援を開始しました。その他、令和元年度に稼働した東濃基幹相談支援センターを中心に、相談・支援体制の機能を強化しました。施設のバリアフリー化については、本庁舎の正面玄関前、夜間出入口の段差解消や、公共施設の障がい者等用駐車場や多目的トイレの整備等を行いました。

●第2次指針策定に向けた方向性

障がい者が、地域で自立した生活を送り、積極的な社会参加を行うには、地域社会の理解と認識を深めることが重要です。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めるとともに、学校や地域における正しい知識の普及と啓発に努めます。

⑤同和問題

●後期計画における主な取り組み

小中学校においては「人権教育全体計画」に基づき、子どものうちに正しい知識を身に付け、理解を深めるために「ひびきあいの日」の活動などの取り組みを行いました。また、平成28年の「部落差別の解消の推進に関する法律」制定を受け、広報に関

連記事を掲載する等、市民への啓発を行いました。教職員や市職員においては、国・県が開催する研修会や講演会などを受講し、人権意識の向上に努めました。

●第2次指針策定に向けた方向性

市民意識調査では、多くの市民が同和問題について「わからない」と回答しています。こうした人々や子どもたちが誤った知識を身に付け、偏見を持つことのないよう学校における人権教育の充実や、市民や企業に対する啓発活動などを引き続き実施します。併せて教職員の指導力や市職員の人権意識の向上のため、研修などへの積極的な参加を継続します。

⑥外国人の人権

●後期計画における主な取り組み

小中学校では必要に応じて「外国人児童生徒適応指導員」を配置し、外国人児童生徒に対する日本語指導や学校生活への適応指導のほか、生活習慣を身に付けるための支援などを行いました。令和1・2年度、各小中学校に翻訳機を配備し、子どもや保護者とのコミュニケーションツールとして機能しています。また、市役所では住民異動届書、諸証明交付申請書やごみの出し方など日常生活に関する案内等を多言語化し、地域でともに暮らす外国人市民の不便の解消に努めました。さらに、ごみ分別やごみ出しの方法等についてスマートフォンで確認できる多言語対応アプリを令和2年度に導入します。

●第2次指針策定に向けた方向性

本市の外国人登録人口（4月1日時点）は、平成28年の893人から年々増加し、令和2年には1,079人となりました。市民意識調査では、外国人に関する人権課題として、「言葉や生活習慣の違いから地域社会で受け入れられにくい」、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくい」、「外国人についての理解や認識不足」をあげる市民が多く、今後も多言語による行政サービスや日常生活に関する情報の提供、また外国人児童生徒に対する日本語指導や学校生活への適応指導などを継続し、外国人市民が地域社会へ適応できるよう支援に努めます。

⑦その他の人権課題

●後期計画における主な取り組み

インターネットによる人権侵害等を防止するため、全小中学校における情報モラルの学習会や、広報やホームページを活用した注意喚起や啓発などを行いました。また、犯罪被害者等への支援として、令和元年度には「瑞浪市犯罪被害者等支援条例」を制定、見舞金の給付や犯罪被害者等の支援を担う人材育成等について定めたほか、市職員向け研修会を開催しました。犯罪のない明るい社会づくりへの取り組みとしては、保護司会や更生保護女性の会の活動支援、平成29年度には更生保護サポートセンターの設立支援を行いました。

●第2次指針策定に向けた方向性

市民の関心の高いインターネットによる人権侵害については、パソコンやスマートフォン等が広く普及したことにより、だれもが被害者にも加害者にもなりうる状況となったことから、正しい知識と情報モラルを身に付けるための教育や、広報、ホームページなどを活用した啓発が重要です。また、性的指向、性自認を理由とする人権問題や感染症患者の人権問題については、全国的に関心が高まっています。第2次指針

では、これらについて分野別の人権施策として取り上げること検討します。それ以外の人権課題についても、社会生活において差別を受けることのないよう啓発活動や相談体制の充実、また関係機関や団体などとの連携強化に努めます。

◇全体の総括

市政の運営には、常に人権尊重の姿勢が基盤にあり、分野別の総括に見られるように、DVや児童虐待などに対応する家庭児童相談員の増員や高齢者とその家族向けの相談体制強化、また、公共施設のバリアフリー化や小中学校における「ひびきあいの日」の活動など、市民一人ひとりが尊重される社会の実現を目指して、各分野で様々な取り組みが実施されました。しかし、市民意識調査では、22.7%の市民が「過去5年間で人権侵害をされたことがある」と回答しており、人権教育・啓発の継続と相談・支援体制の充実の必要性が再確認されました。少子高齢化や単身世帯・高齢者のみの世帯の増加、地域社会のつながりの低下などが懸念される中、これらの取り組みの重要性は増すと考えられます。

◇第2次指針策定に向けての方向性

市民意識調査では、「人権を尊重しあうために市民が行うべきこと（複数回答可）」として「他人に対する思いやりややさしさを育むこと」、「他人の権利も尊重すること」、「正しい知識を身に付けること」について、半数以上の市民が選択しています。

人権に関する問題は、知識不足による偏見や思い込みなどから生じていることも多く、その解消のためには正しい知識を身に付けることが重要です。その手段として、「学校・職場・地域単位の学習会」、「学校教育の充実」、「広報やホームページなどでの啓発」などが効果的であると考え市民が多いことから、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があります。

また、地域社会のつながりの低下などが懸念されることから、行政機関や専門機関による相談・支援体制の充実と周知、また地域ぐるみの見守り体制や関係機関などとの連携の強化が必要です。

後期計画の総括の結果、人権に関する課題やその解消に向けた取り組みは、今後も継続する必要性が認められ、また国・県の方向性とも整合性が取れていることから、指針及び後期計画を継承する第2次指針を策定するものとします。なお、「インターネットによる人権侵害」「感染症患者」「性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人」については、分野別の人権施策として取り上げること検討します。

今後も「市民一人ひとりが人権に関して正しく理解し、互いに尊重しあう意識が根付いた地域社会を構築し、さらには、市民一人ひとりが差別なく地域で伸びやかな生活ができること」という「瑞浪市人権施策推進指針」の目標の実現に向け、取り組みを進めます。